令和3年度　第5回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年8月6日　金曜日 午前9時30分　杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1．総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二 宮　茂	2番	阿 部 一 郎	3番	吉 岩 一 三
4番	~~藤 松 美 潮~~	5番	宇留嶋 雄 蔵	6番	手 嶋 辰 三
7番	~~金 高 奉 宣~~	8番	倉 永 信 裕	9番	~~江 藤 由之助~~
10番	藤 原 通 弘	11番	佐々木 福 司	12番	~~小 田 敏 春~~
13番	~~豊 田 敏 夫~~	14番	木 村 房 雄		

1．総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番　藤　松　美　潮　　7番　金　高　奉　宣　　9番　江　藤　由之助
12番　小　田　敏　春　　13番　豊　田　敏　夫

1．総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1．総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清 原 浩 徳	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主任	田 邉 憲 佑	農地・管理係主任	竹 中 咲 希

1．総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第　27号	農地法第3条の申請について
議案第　28号	農地法第5条の申請について
議案第　29号	非農地証明願いについて
議案第　30号	下限面積(別段の面積)の設定又は修正について
議案第　31号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第　32号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第　4号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和3年度第5回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	（ 9時29分：開始）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[redacted]委員と[redacted]委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名でありますが、書記については事務局職員より[redacted]並びに[redacted]を指名いたします。 なお、議案審議の前に、令和3年度第4回総会議案書の内容に修正がありますので、事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の[redacted]です。よろしくお願いします。 議案書の差し替えのお願いについてご報告いたします。 変更の内容といたしましては、令和3年度第4回総会の際にお配りしておりました議案書7ページ第23号番号8番の申請内容、植林を[redacted]へ修正します。令和3年7月9日付送付の提案書において、当日出席した農業委員12名に対して説明を行い、同意書の提出をもって承認をいただいております。 つきましては、配付させていただきました資料への差し替えをお願いいたします。お手数をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。
議長	それでは、議案審議に入ります。 本日の議事案件は、議案第27号から議案第32号までの6議案14件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いいたします。
議長	まず、はじめに「議案第27号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	農業委員会事務局の[redacted]です。よろしくお願いします。 議案書1ページをごらんください。 「議案第27号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、[redacted]区、[redacted]、譲受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳。申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳、現況ともに[redacted]、地積[redacted]m²、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。譲受人の経営面積は田[redacted]a、畑[redacted]a、計[redacted]aです。理由といたしましては、市外移住、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	7月19日に[redacted]農地委員と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、[redacted]から[redacted]へ行く途中にある[redacted]から入ったところにあります。譲渡人は相続でこの土地を取得しましたが、市外に移住するため、家の真正面に住んでいる[redacted]さんと話がまとまって譲り渡すそうです。 よろしくお願いします。

議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は市外に移住するため、農地整理を行っています。今回、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、[redacted]さんの所有農地は、これ以外に約[redacted]aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 [redacted]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[redacted]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳。申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳、現況ともに[redacted]、地積[redacted]m²、ほか[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、管理が困難、農業開始であります。 以上です。
議長	2番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	7月20日に[redacted]農地委員と事務局職員とで現地を確認いたしました。現地は、位置図の4ページです。農地は狭いけれどたくさんあるというような状況でございます。現在は譲受人が、農地の草を刈って管理を行っている状況です。ぜひお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、実家である空き家とその周辺にある農地の売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、[redacted]さんの所有農地は、議案書4ページの非農地証明願いについての番号3番に記載されている農地以外にありません。 [redacted]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。 耕作面積は50aに達しませんが、今回申請で許可されれば基準を超え問題ありませんので、[redacted]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書2ページをごらんください。 番号3番、申請人、譲渡人、[redacted]区、[redacted]、譲受人、[redacted]区、[redacted]、設立[redacted]年。申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳、現況ともに[redacted]、地積[redacted]m²、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。譲受人の経営面積は田[redacted]a、畑[redacted]a、計[redacted]aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。

	以上です。
議長	3番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	おはようございます。7月16日に[redacted]農地委員、事務局職員とで現地確認をしました。 [redacted]さんは親から申請地を相続しましたが管理ができなくなりました。[redacted]の隣の農地ということで、売買の話がまとまり申請になりました。 審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地隣の[redacted]を経営している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、[redacted]さんの所有農地は、これ以外に約[redacted]aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 [redacted]の許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[redacted]の農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。 以上です。
議長	次に、イ、地役権の設定の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	イ、地役権の設定。 番号4番、申請人、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、設立[redacted]年。申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、台帳、現況ともに[redacted]、地積[redacted]m²、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。理由といたしましては、相手方の要望、送電線埋設のためであります。 以上です。
議長	4番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	[redacted]地区担当、[redacted]です。申請地は、[redacted]を[redacted]方面へ向かった、[redacted]との境にある土地です。5月の総会で審議された案件で、農地の地下に送電線を埋設するための地役権設定のようです。 よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	[redacted]は、[redacted]で再生可能エネルギー発電事業を展開している企業です。 申請地は発電サイトから[redacted]所有の送電鉄塔までの送電ルートとして、送電線を地下埋設するための一時転用で、5条申請しており、令和3年度第2回総会で承認された土地です。一時転用後は農地に送電線が埋設された状態となるため、地役権の設定が必要となり、今回の申請となりました。 以上です。
議長	只今、「議案第27号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第27号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第27号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第28号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の田邉です。よろしくお願いいたします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第28号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳。転用者、[redacted]区、[redacted]、法人、設立[redacted]年、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、ほか[redacted]筆、計[redacted]筆の[redacted]m²。申請内容、駐車場用地として。申請理由、本社に隣接する申請地を駐車場として利用したい。こちらは第2種農地で、一部追認案件です。 以上です。
議長	1番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	7月19日に[redacted]農地委員と事務局職員2名と現地確認を行ってきました。場所は、[redacted]の西側にあります。申請地の隣に転用者の[redacted]があります。申請地の地目は[redacted]と[redacted]となっておりますが、問題ないと思います。 ご審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	土地所有者の[redacted]さんは相続により農地を取得しましたが、現在、県外に住んでおり、耕作も管理もできず困っていました。一方、転用者の[redacted]は、主に土木工事・舗装工事等の建設業を展開している企業で、本社の近隣に駐車場を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を駐車場用地として利用する計画です。 なお、本件は一部追認案件です。一部追認案件となった理由につきましては、平成[redacted]年から申請地[redacted]の転用許可を得ることなく駐車場として利用しているためです。このことにつきましては、申請者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため、代替地の検討も行いましたが、本社に近く車両の進入が容易であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。 次に、一般基準です。申請地の北側は用水路を挟んで[redacted]、南側は[redacted]、[redacted]及び[redacted]、西側は

	[redacted]及び[redacted]、東側は[redacted]及び[redacted]にそれぞれ接しており、近隣の農地については北側・西側は1段高く、東側は譲渡人の自己所有地、南側は休耕地のため営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[redacted]筆[redacted]m²に、従業員・来客者用駐車場[redacted]台及び大型車両用駐車場[redacted]か所を設置して利用する計画です。 排水計画につきましては、雨水等の処理は現状と同じく自然浸透を図る予定で、転用に際し被害等が発生した場合は、責任をもって処理する旨の書面をいただいております。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された残高証明書が添付されています。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、[redacted]区、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳。転用者、[redacted]区、[redacted]、法人、設立[redacted]年、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、計[redacted]筆の[redacted]m²。申請内容、駐車場用地として。申請理由、本社近隣の申請地を駐車場として利用したい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	2番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	7月19日に[redacted]農地委員と事務局職員と現地確認をいたしました。[redacted]は[redacted]の[redacted]で、駐車場用地として本社の裏側にある土地を購入して駐車場にしたいということで申請となりました。 よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	土地所有者の[redacted]さんは[redacted]を営んでいますが、高齢になったこともあり農地の管理に困っていました。一方、転用者の[redacted]は、主に電気・空調・水道等の設備機器や電設資材の販売等を展開している企業で、本社の近隣で社員用の駐車場を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を駐車場として利用する計画です。 まず、立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第2種住居地域）に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地で、この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。 次に、一般基準です。申請地の北側は[redacted]、南側は[redacted]、西側は[redacted]、東側は[redacted]にそれぞれ接しており、近隣に農地はないため、転用に際し営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[redacted]筆[redacted]m²に、延べ[redacted]台の社員用駐車場を設置して利用する計画です。 排水計画につきましては、西側U字側溝及び南側市道側溝に接続予定であり、排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された残高証明書が添付されています。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考

	えられます。以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、土地所有者、[redacted]区、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳。転用者、[redacted]区、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳。申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、計[redacted]筆の[redacted]m²、申請内容、庭園用地として。申請理由、実家に隣接する申請地を庭園として利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	3番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	7月20日に事務局職員2名を含め4名で現地を確認しました。申請場所は、[redacted]と[redacted]のほぼ中間あたりに位置します。申請地につきましては、現在、一部を野菜畑として利用し、数種類の野菜が植えられています。 よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	土地所有者の[redacted]さんの職業は[redacted]で、仕事が多忙のため農地の管理に困っていました。一方、転用者の[redacted]さんの職業は[redacted]で、現在自宅内に庭がないため、庭園として活用できる土地を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を庭園用地として利用する計画です。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅の隣接地であり、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。 次に、一般基準です。申請地の北側は[redacted]、南側は[redacted]、西側は[redacted]、東側は[redacted]にそれぞれ接しており、近隣に農地はなく、西側の[redacted]については1段高いため、転用に際し営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[redacted]筆[redacted]m²に、生垣[redacted]か所、花壇[redacted]か所、家庭菜園[redacted]か所を設置して庭園として利用する計画です。 排水計画につきましては、基本的には自然浸透とし、余剰水については東側市道側溝へ接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されています。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。以上です。
議長	只今、「議案第28号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第28号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第28号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第29号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをごらんください。 「議案第29号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[redacted]、[redacted]、申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、ほか[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。申請地の状況は[redacted]です。転用または耕作放棄された理由は、昭和[redacted]年頃から[redacted]として使用しているそうです。 以上です。
議長	1番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	7月19日に[redacted]農地委員と事務局職員で現地を確認いたしました。申請地は、[redacted]の裏庭の[redacted]にあります。ここは昭和[redacted]年頃から[redacted]がありますので非農地として今回申請となりました。 よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	申請者は昭和[redacted]年に売買により申請地を取得しています。取得後の昭和[redacted]年頃から[redacted]として申請地を使用しています。 申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。農振除外申請を行い、令和3年5月13日に認められました。 今後の予定についてですが、売却する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号2番、申請者、[redacted]、[redacted]、申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、ほか[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。申請地の状況は山林です。転用または耕作放棄された理由は、前所有者である父が高齢のため維持管理ができなくなり、雑木や竹が生い茂ってしまった。 以上です。
議長	2番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	7月20日に事務局職員2名を含め、4名で現地を確認しました。申請場所は、[redacted]地区と[redacted]地区の間にある[redacted]にあります。写真のとおりに竹林となっておりまして、今後、農地として復元するためには大変難しい状況ではないかと思います。 なお、申請者につきましては、現在[redacted]在住です。 よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。

事務局	現地を7月20日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。申請者は、平成[redacted]年に相続により申請地を取得しています。申請者の父親が高齢で維持管理ができなくなったため耕作を断念し、現在は雑木や竹が生い茂った状況です。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。農振除外申請を行い、令和3年5月13日に認められました。 今後の予定についてですが、このままの状態で管理したいとのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号3番、申請者、[redacted]、[redacted]。申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。申請地の状況は山林です。転用または耕作放棄された理由は、用水確保が困難なことから耕作を断念し、雑木や雑草が生い茂った。 以上です。
議長	3番について、[redacted]農業委員より説明願います。
[redacted]委員	先ほど3条申請のあった土地の300mほど上に登ったところにあります。道路の上の土地で、以前は農地でしたが、減反が始まった3・40年ぐらい前に耕作を断念したということです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	現地を7月20日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しております。申請者は、平成[redacted]年に相続により申請地を取得しています。申請者は相続時点で既に木が生い茂っており、耕作を断念したそうです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、3条申請の番号2番の[redacted]さんに売却するそうです。 以上です。
議長	只今、「議案第29号」「非農地証明願いについて」、事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第29号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第29号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第30号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをごらんください。 「議案第30号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」。

	現行の下限面積（別段の面積）の変更を行わないので、意見を求める。 方針1番、農地法施行規則第17条第1項にかかる現行の下限面積の修正は行わない。下限面積は50aとする。 2番、農地法施行規則第17条第2項に係る下限面積を継続する。「杵築市空き家バンク」に登録されている空き家の所有者等が所有する遊休農地で、あらかじめ農業委員会の区域指定（地番指定）を受けた土地について、1a以上（1aに満たない場合はその面積）で取得が可能とする。 議案書の下から2行目をごらんください。 変更がなくても総会にかけるのは、「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することになっているため、今回提案をさせていただきました。 以上です。
議長	只今、「議案第30号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第30号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」は、方針のとおり下限面積を設定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第30号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」は、方針のとおり下限面積を設定することに決します。
議長	次に、「議案第31号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをごらんください。 「議案第31号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア、利用権の設定。 番号1番、申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長　渕野勇。申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、ほか[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。 設定期間は[redacted]年新規で、借人の経営面積はありません。以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。 続きまして、番号2番、申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]。申請の土地になります、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、ほか[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。設定期間は[redacted]年新規で、借人の経営面積はありません。 公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸し付けは、合計[redacted]筆の[redacted]m²、貸し手農家数[redacted]戸、借り手農家数[redacted]戸、利用権設定の面積は全部で[redacted]m²です。 以上です。
議長	只今、「議案第31号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第31号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第31号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第32号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書7ページをごらんください。 「議案第32号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長　渕野勇、借受人、[redacted]区、[redacted]、設立[redacted]年。対象農地は、杵築市[redacted]筆の[redacted]m²。 続きまして、借受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳、[redacted]、[redacted]歳。対象農地は、杵築市[redacted]筆で[redacted]m²です。 続きまして、借受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳。対象農地は、杵築市[redacted]の[redacted]筆[redacted]m²、杵築市[redacted]の[redacted]筆[redacted]m²です。 次の8ページから9ページまでは先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号1番から番号2番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を、農地中間管理機構から7ページの[redacted]と[redacted]さん、[redacted]さんへ貸し付ける土地の一覧になります。 10ページから11ページまでについては、それまでの借受人が死亡したため、新たに借受人を[redacted]さんへ変更するものです。既に公社が借り上げているため、議案書6ページの農用地利用集積計画ではご審議いただきませんでした。 詳細につきましては、既に審議された内容と同じでありますので、説明は省略させていただきます。 以上です。
議長	只今、「議案第32号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第32号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第32号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第4号」がありますの

	で、事務局より報告願います。
事務局	議案書12ページをごらんください。 「報告第4号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について」 番号1番、申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、借人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]、地目、[redacted]、地積[redacted]m²、ほか[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]m²です。理由といたしましては、貸人の都合であります。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和3年度第5回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（10時13分：終了）